

『生産性向上支援事業費補助金』のご案内

設備の導入による生産コスト削減や、作業の機械化等による生産率の改善など生産性の向上を図るために必要な設備などの導入を支援します！

対象事業所

- ・就労継続支援(A型・B型)事業所
- ・生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

※令和8年度(申請期間:4月23日～5月29日)に本補助金の交付を受けた事業所も申請可能です。

補助対象経費

生産性向上に資する設備導入、機械器具、工事請負費等にかかる経費
(1品目あたり税抜2万円以上のもの)

■補助対象経費の例

	対象となる設備	対象外経費
農業	トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、散水設備、低温貯蔵庫、草刈り機	農地、種苗、肥料、農薬、燃料、諸材料
食料品製造業	食品製造用機械、食品洗浄機、食品乾燥機、急速冷凍機、解凍機、真空包装機	原材料
出版・印刷業	印刷機、断裁機、折機、製本用機械、梱包機	インク、トナー、印刷用紙
飲食業	ガステーブル・ガスレンジ、食器棚、コールドテーブル、冷凍・冷蔵庫、製氷機、調理台、シンク	食器、食料品
清掃業	業務用清掃機器	洗剤
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、仕上げ機、コインランドリー機	洗剤、洗濯槽クリーナー
その他	キッチンカー、空調服など (※ただし、生産性向上に資するものに限る)	送迎用車両

※上記はあくまで例示であり、交付決定を保証するものではありません

※同じ設備・機器を複数台申請する場合は、必要性を十分に説明してください。

説明が不十分な場合は、採択の優先順位が低くなる場合があります。

補助金額

上限:50万円 補助率:10/10

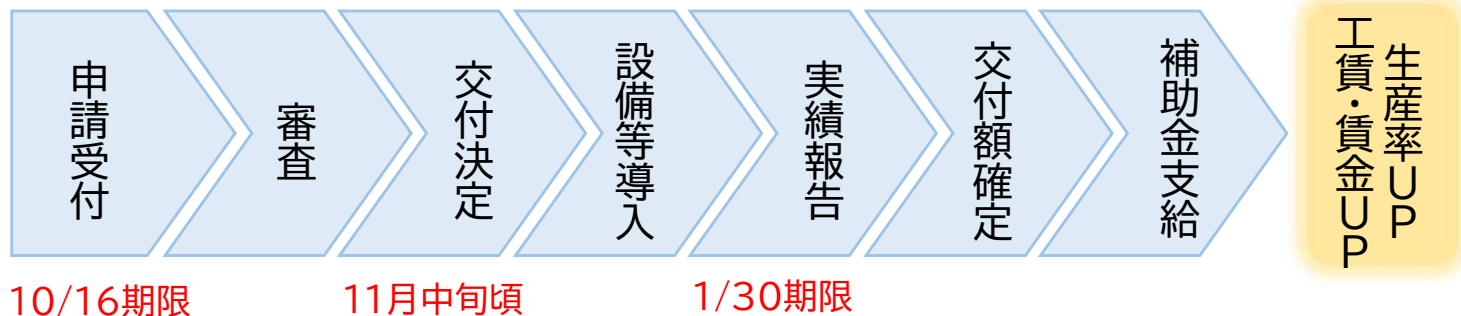
当事業の予算額を超える申請がある場合は、事業計画における生産性向上の内容を基に選定を行います。

申請書提出期限

令和8年10月16日(金)

申請の流れ

- ① 申請書の提出 ⇒ (県で審査、交付決定)
※令和8年10月16日期限
- ② 設備などの導入や購入
- ③ 実績報告 ⇒ (県で審査、交付額確定)
- ④ 補助金支給



申請時に必要な書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(別紙1-1、別紙1-2)
- ・収支予算書(別紙2)
- ・見積書等の写し(2社以上、申請する経費の内容がわかるもの)
- ・交付申請時チェックシート

※上記の書類は、「申請時」の必要書類です。

実績報告や補助金支給の際には別途、書類の提出が必要です。

申請方法

下記入力フォームにアクセスし、必要事項の入力と資料の添付をお願いします。

■入力フォーム

<https://logoform.jp/f/omzA7>

入力方法の詳細は別添の手順書をご参照ください。

入力フォームからの申請が困難な場合は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

佐賀県 障害福祉課 就労支援室

TEL : 0952-25-7389

E-mail : shougaifukushi@pref.saga.lg.jp